

福岡県中小企業者等月次支援金

福岡県議会議員 原中誠志
 [2021年9月号 Vol.116-5]
 〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33-102
 TEL: 092(406)9390 MAIL: info@haranaka.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付します。

対象者

- ① 県内(政令市を除く)に本社・本店のある中小法人・個人事業者等
- ② 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある酒類販売事業者(中小事業者等)

給付要件

- ① 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年5月・6月・7月・8月・9月の月間売上が、2019年(又は2020年)の同月比で**30%以上50%未満**減少していること。
- ②-1 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年5月・6月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)**50%以上70%未満**減少していること、又は(イ)**70%以上**減少していること。
- ②-2 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年8月・9月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)**50%以上70%未満**減少していること、(イ)**70%以上90%未満**減少していること、又は(ウ)**90%以上**減少していること。
- ②-3 酒類の提供を停止する飲食店と取引がある酒類販売事業者であって、2021年7月～8月、又は8月～9月の月間売上が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比で、(エ)**15%以上30%未満**減少していること。

給付額

- ① 法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (売上30～50%減少 5・6・7・8・9月対象)
- ② (ア) 法人 上限**20万円/月**、個人事業者 上限**10万円/月** (売上50～70%減少 5・6・8・9月対象)
 (イ) 法人 上限**40万円/月**、個人事業者 上限**20万円/月** (売上70～90%減少 5・6・8・9月対象)
 但し5・6月分は90%以上減少した事業者を含む。
 (ウ) 法人 上限**60万円/月**、個人事業者 上限**30万円/月** (売上90%以上減少 8・9月対象)
 (エ) 法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (売上15～30%減少 8・9月対象)
 但し7～8月、又は8月～9月2か月連続で減少した場合に限る。

※5月、6月、7月、8月、9月分をそれぞれ申請可能です。

【算出方法】

2019年(又は2020年)5月(又は6月・7月・8月・9月)の売上 - 2021年同月の売上

(②については、上記算出方法から国の支援金額を差し引いた額)

※②(ウ)、(エ)は8月・9月分についてのみ申請可能です。

※①、②とも福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者は対象外です。

申請期間

- ① 5月分: 2021年6月18日(金)～8月31日(火)
- 6月分: 2021年7月1日(木)～8月31日(火)
- 7月分: 2021年8月1日(日)～9月30日(木)
- ② 5・6月分: 2021年7月9日(金)～9月30日(木)

(8月分の受付開始は9月、9月分の受付開始は10月を予定しております。)

※Web、郵送での申請となります。

問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター
 電話: 0120-876-866(平日9時～17時)
 ホームページ:

<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

担当課: 商工部中小企業振興課
 092-643-3420

県 酒類販売事業者		国 中小企業者等		県 中小企業者等		県 酒類販売事業者	
②ウ	売上減少90%以上 上限60万円(法人) 上限30万円(個人)	中小企業者等	上限20万円(法人) 上限10万円(個人)	① (酒類販売事業者含む)	上限10万円(法人) 上限5万円(個人)	②エ	上限10万円(法人) 上限5万円(個人)
②イ	売上減少70%以上90%未満 上限40万円(法人) 上限20万円(個人)	売上減少	50%以上	売上減少	30%以上50%未満	売上減少(2か月連続)	15%以上30%未満
②ア	売上減少50%以上70%未満 上限20万円(法人) 上限10万円(個人)	※②イは5・6月は90%以上減少した事業者を含む ※②ウ、エは8・9月分のみ対象					

給付対象イメージ図

福岡県議会議員 (福岡市中央区)

[2021年9月号: vol.117]

原中誠志

県議会ニュース

〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33 エステートビル102
 Tel: 092(406)9390 Fax: 092(406)9391 e-mail: info@haranaka.jp URL: http://haranaka.jp/

県議会「空港・交通インフラ調査特別委員会」委員長に就任。

今期(2021・22年度)、福岡県議会「空港・交通インフラ調査特別委員会」委員長に就任しました。

同委員会は、福岡空港と北九州空港との一体的運用と機能強化、経済・産業等の基盤となる高速交通網等の整備、公共交通等県民生活の基盤となる移動手段の充実・確保に臨むとともに、本県議会の大きな課題となる福岡市営地下鉄の延伸(地下鉄「福岡空港」駅～JR福北ゆたか線「長者原」駅)といった重要案件を審議します。

県議会副議長の貴重な経験を糧に、今まで以上に県議会活動に注力して参ります。今後とも変わらぬご指導をお願い申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活は一変し、社会活動の様々な分野に大きな影響を与えています。

こうした中、市民の生命と暮らしを守り、県政の維持発展のため、昼夜の献身的な業務執行に努められている皆様に敬意を表します。コロナ感染症の終息に向け、引き続き尽力して参ります。



2021年9月
 「空港・交通インフラ調査特別委員会」委員長
 福岡県議会議員
 原中誠志

『福岡県立美術館』、県営「大濠公園」南側に移転を決定。



「セントラルパーク構想」の実現に向け、国・県・市としっかり連携していきます。

老朽化に伴い建て替えられる『福岡県立美術館』ですが、昨年1月、有識者委員会は県営「大濠公園」への移転が望ましいとする報告書を、小川知事に提出。これを受け、県は、新県立美術館に期待される「県民の芸術文化の拠点」、「まちづくり・地域活性化の拠点」「観光の拠点」としての役割、解決すべき課題等について総合的に検討を行い、新県立美術館の建設地を「大濠公園南側にある福岡武道館・日本庭園の一部を再整備した地」に決定しました。

新県立美術館は2029(R11)年の開館をめざし、今後、計画、設計、工事という手続きに入ります。皆様の声を、建設、開館に反映させていきます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/140987.pdf>

県営『西公園』の再整備を進めるため、第2次サウンディング調査を行います。



再整備計画の公募エリア地(中央展望広場周辺)

県営『西公園』の魅力アップ、より利用しやすく、憩える場にするため、再整備を進めています。基本コンセプトとして、『都心に近い憩いの拠点として、「眺望」と「みどり」・「歴史」の魅力を最大限活かしたにぎわいのある公園』とします。

再整備にあたっては、民間活力の導入によって中央展望広場を中心としたエリアに『西公園』の魅力を活かした「にぎわいの核」となる公園施設を整備します。そのため、民間事業者から幅広く意見を募る「サウンディング調査」を実施しましたが、中心施設となる飲食店等の整備については、改めて県として「西公園再整備基本計画」を策定後、「第2次サウンディング調査」を実施し、民間活力導入に向けた取組を進めていく予定にしています。

なお、樹木の剪定など公園環境整備については、県として暫時、進めています。今後、計画的な整備・維持管理を図って参ります。